

## 臨時総会の決議事項について

本日（1月31日）の日本公認会計士協会臨時総会において承認された決議事項の概要をご報告いたします。

### 公認会計士法改正に伴う会則の一部変更

近年の経済環境の変化や、公認会計士が担う役割の広がりや働き方の多様化などを受け、将来の会計監査の信頼性の確保に向けての具体的な方策の一環として、改正公認会計士法が2022年5月11日に成立し、同年5月18日に公布されました。

当該法改正を受けて、当協会では下記の制度変更のため、会則の一部変更を行うこととします。

#### 1. 上場会社等監査人登録制度に係る制度変更

2007年から当協会の自主規制として運営されてきた上場会社監査事務所登録制度は、公認会計士法に定める制度として位置付け直されることとなるため、(1) 上場会社等監査人名簿への登録又は登録の取消しを審議する会議体の設置、(2) 名簿の法定化に伴う、従来の自主規制上の各種名簿（上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト）の廃止、(3) 上場会社等監査人名簿への登録の審査手続の整備、(4) 登録上場会社等監査人の義務の明記、(5) 上場会社を監査する監査人の情報開示に係る制度の見直し、(6) 登録の取消しに係る制度の整備、(7) 「名簿再登録制限者制度」の廃止、(8) 適正手続等審査会における審査申立ての対象からの除外、(9) 自主規制モニター会議との関係性の整理、等の見直しを行うこととします。

#### 2. 公認会計士登録制度に係る制度変更

近年、監査事務所以外の会社や行政機関等に勤務する公認会計士が増加しています。いわゆる組織内会計士の勤務先を把握し、その状況に応じて実践的で有用な指導・支援を行うことにより、組織内会計士の資質の向上を図ることで、更なる財務報告の信頼性の確保につながります。このような公認会計士の能力発揮に向けた環境整備として、監査事務所以外の会社等の勤務先等を登録可能とします。

また、公認会計士の能力向上に向けた環境整備として、継続的専門研修の受講義務違反者に対する登録抹消手続等の制度の見直しを行うこととします。

#### 3. 会計教育に係る制度変更

当協会においては、2016年の会則変更により、会計基礎教育に取り組んできました。  
改正公認会計士法において、協会の会則記載事項として、「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が新たに規定されたことから、協会の事業として「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動を行うこと」を明記し、会計に関する基礎的な素養(会計リテラシー)の定着と会計の有用性に関する認識向上を図るため、会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動(会計教育活動)を行うこととします。

## 公認会計士法改正に伴う聴聞手続規則の制定及び適正手続等審査会規則の一部変更

公認会計士等の登録の抹消及び上場会社等監査人名簿への登録の取消しについて、行政手続法の聴聞手続を行うため、聴聞手続規則を新たに制定します。

また、新たな上場会社等監査人登録制度は、適正手続等審査会に対する審査申立ての対象とはならないため(1(8))、適正手続等審査会規則に所要の改正を行います。

## 継続的専門研修制度の見直しに伴う会則の一部変更

2020年度の継続的専門研修(CPE)における不適切な受講の判明を契機に、会員に義務化されてから約20年経ったCPE制度について、現状の制度上の課題を検討しその解決のための方策を提言として取りまとめた、CPE制度の在り方検討プロジェクトチームからの報告書を踏まえ、継続的専門研修制度協議会ではCPE制度の見直しを検討しました。

報告書において挙げられた、(1) CPEの目的やCPE制度が法定化された意義が十分に浸透していないこと、(2) 全ての受講者が適切に履修することを前提にした制度の設計・運営による弊害、(3) 研修効果が高く会員ニーズを反映した効果的な研修の実施、(4) 公認会計士の活躍の場の広がりに伴い、求められる知識の拡大に応じた多様かつ魅力ある研修コンテンツの提供、(5) デジタルテクノロジーの活用、といった課題及びこれらを解決するための提言を踏まえて、小数点以下の単位の導入、不適切な履修申告の態様、不正な履修申告の判断基準及び措置の明確化、研修の免除・必要単位数軽減の範囲の見直し、監査法人の研修管理体制等の明確化、研修会運営主体からの報告の充実、申告の修正制度の創設及び除斥期間の明確化、義務不履行者に対する措置の実効性確保、登録時研修の義務化、

継続的専門研修(CPE)制度から継続的専門能力開発(CPD)制度への発展的拡充、等を行います。

今般の会則の一部変更は主に、  
、  
、  
を行うための変更となります。その他の事項については、継続的専門研修制度に関する細則等において、所要の変更を行うこととします。

以上